

# 市民と議会のつどい (語ってみゅーか)

と き 平成21年11月5日(木)、6日(金) 午後7時30分

## <会次第>

開会あいさつ	19:30
議会報告	19:35
前回つどいの処理結果について	
平成21年9月定例議会を終えて	
意見交換(市民の皆様のご意見をお聞かせください。)	20:00
テーマ 「新幹線を活かしたまちづくり」について	
フリートーク	20:30
市政全般についてのご意見・ご要望などをお聴きします。	
閉会あいさつ	21:00

## ◆「市民と議会のつどい」の実施方法

- 時 期 原則として3月及び9月定例議会終了後2ヶ月以内に開催
- 場 所 市内8地区(三浦、鈴田、大村、西大村、竹松、萱瀬、福重、松原)の住民センター、コミセンなど
- 実施方法 議員は、市民全体の代表者として6人編成の4班にわかれて、各地区を回ります。したがって、地元の議員が参加するとは限りませんのでご了解ください。



# 平成21年9月定例議会の概要

9月定例議会では、平成20年度一般会計決算など市提出21議案を可決・認定しました。また、議会提出3議案を可決しました。なお、一般会計決算は、今回から決算審査特別委員会(議長を除く全議員が委員)を設置し、集中的な審査を行いました。

## \*平成20年度一般会計等決算 12件(認定)

市のすべての会計(12会計)の決算について、審査の結果認定しました。

なお、一般会計については、特別委員会の審査で次のとおり市に対し要望しました。

(福祉保健部) すこやか福祉基金は、基金を財源とする事業が継続していけるよう、長期計画を立てること。

(農林水産部) 担い手対策事業や資源管理型漁業推進事業など、事業の成果検証を十分に行い、今後の施策に活かすこと。

(教育委員会) 学校の教材等整備事業について、不用額が多いので、配分した予算をもっと有効に活用すること。

## 平成20年度各会計別決算の状況

### ○一般会計

歳入332億5,071万円 歳出324億2,511万円 差引き8億2,560万円

### ○特別会計(国保、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道など6会計の合計)

歳入151億4,571万円 歳出151億9,083万円 差引き△4,512万円

### ○水道事業会計

20年1月分からの料金値上げとあわせ、企業債の借換えによる利息等の節減により、11年ぶりの8,763万円の黒字となりました。

### ○病院事業会計

市民病院は、平成20年度から民間の経営ノウハウを活かした公設民営方式の指定管理者制度を導入し、(社)地域医療振興協会が経営を行っています。なお、これまでの不良債務は年次的に解消していくこととしています。

### ○モーターボート競走事業会計

営業努力により電話投票や他場売上が増加し、10億1,972万円の黒字となり、一般会計へ4億8,000万円を繰り出しました。

### ○工業用水道事業会計

基本料金改定や契約水量の増加により、平成2年度の事業開始以来、初めて3,773万円の黒字となりました。

### ○下水道事業会計

使用料改定や企業債の低利借換えなどの経営努力により、前年度2億6,960万円の赤字に比べ、当年度1,047万円の赤字と大幅な経営改善となっています。

**\*平成 21 年度一般会計補正予算(第 5 号)を一部修正可決しました。**

市はこの補正予算で、競艇事業からの繰入金の一部を活用し、緊急経済対策として出張所 5 ヶ所にエレベーターを設置するための事業予算を提案しました。この事業について、議会としては、競艇事業からの繰入金の活用方法は慎重に検討すべきであり、また、緊急経済対策の趣旨である緊急性や地域経済の活性化の面でも有効性が低く、今後十分に論議、検討すべきとして関連事業費の約 1 億円を削除しました。

**《市政あれこれ》**

・ **大村市の行政改革の状況**

市は、今日の厳しい財政状況の中で、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ヶ年計画で第四次行政改革に取り組んでいます。最終目標効果額 54 億 9 千万円のうち 20 年度までに 37 億 3 千万円(67%)の実績があったと議会に報告しました。

行政改革は市民の痛みを伴うものであり、議会としては豊かな市民生活の実現という本来の目標をしっかりと見据えながら、その取り組みを注視して行きます。

・ **親和銀行大村支店跡地の購入**

市は、本町アーケードの一角にある親和銀行大村支店跡地を中心市街地活性化のため購入する方向で調整を行っています。購入後の活用方法については、市民交流プラザの建設を検討しているとのことですが、中心市街地活性化のため市が活用する場合でもその活用方法等については広く市民の意見を聞きながら進めていく必要があります。

**＜意見交換＞**

テーマ **新幹線を活かしたまちづくり** について

＜概況＞

新幹線西九州ルートは、平成 20 年 3 月に着工認可を受け、これまでに中心線測量が完了し、鈴田トンネル工事がすでに着工されています。現在、西九州ルートの概略設計が行われており、その後順次用地買収やトンネル、橋りょう等の工事が行われていく予定です。

市は、21 年度中に新幹線建設に伴う基本方針を策定し、その後基本構想を策定し、新幹線を活かしたまちづくりを進めていくとしています。

議会としても、21 年 6 月に新幹線対策等特別委員会を設置し、新幹線を活かしたまちづくりに向け、調査検討を進めています。

## 大村市議会の概要

### ■ 市議会とは

市長（執行機関）は、市議会に議案を提案し、議会の議決を経て市政を執行します。したがって、市議会は、市長から提案のあった事案についての議決（意思決定）を行うとともに、市政のチェックなどを行いません。

■ **議員数** 大村市の議員数は、条例により25人となっています。

### ■ 会 議

市議会には、定例会と臨時会があり、定例会は通常3月、6月、9月、12月の4回開催しています。臨時会は必要に応じて開かれます。会議は、議員全員で構成する本会議で行いますが、より専門的・効率的に審査や調査を行うため、委員会を設けています。委員会には、常設されている常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

### ■ 委員会

平成21年9月1日現在

委員会名		定数	所 管 事 項
常任委員会	総務委員会	7人	総務部、企画部、財政部の所管事項、他の委員会の所管に属しない事項
	厚生委員会	6人	市民生活部、福祉保健部の所管事項
	経済文教委員会	6人	農林水産部、商工観光部、教育委員会、農業委員会、競艇企業局の所管事項
	建設環境委員会	6人	環境部、都市整備部、水道局の所管事項
議会運営委員会		7人	議会運営に関する事項、会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
特別委員会	財政健全化特別委員会	9人	市の財政健全化に関する調査検討
	新幹線対策等特別委員会	8人	新幹線対策等に関する調査検討
	一般会計決算特別委員会	24人	平成20年度一般会計決算の審査
広報委員会		10人	議会の広報に関する事項

### ■ 会議の流れ

議会で審議する案件を議案といい、主に予算や条例案などの議案が市長から提出されます。（議員が提出できるものもあります。）

提出された議案は、まず、本会議で提出者から提案説明を受け、所管の委員会に付託（審査を任せること）し、付託された委員会で実質的な審査を行います。（委員会付託を省略し、本会議で即決することもあります。）

委員会で審査が終わった議案は、本会議で委員長がその結果を報告し、最終的な議決を行います。

## ■ 市議会の活動を知るためには

市議会の活動は、定例会や臨時会の会議のほか、必要に応じて各種委員会（常任委員会の閉会中調査、議会運営委員会、特別委員会、広報委員会）や全員協議会など、市政上の重要な問題などを話し合う会議などが開かれています。

それら議会の活動を知っていただくためには、以下のような方法があります。

### ①傍聴

本会議及び委員会は、公開されています。傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に記載のうえ、傍聴ください。ただし、委員会は、傍聴席に限りがありますので、事前に議会事務局(TEL53-4111 内線 303)までお問い合わせください。

### ②会議録

本会議の記録は、市役所（情報公開コーナー）、市立図書館、各出張所で閲覧できます。また、議会ホームページでもご覧いただけます。

### ③市議会だより

市議会の活動を広く市民の皆様にお知らせするために、定例会ごとの年4回「市議会だよりおおむら」を発行し、市報などと一緒に各戸配布するほか、市の各施設にも置いておりますので、ぜひご覧ください。

### ④議会ホームページ

インターネットを使って、大村市のホームページから市議会のホームページをご覧いただけます。内容は、議会のしくみ、市議会だより、会議録、本会議（一般質問）の録画配信、本会議の予定、一般質問の内容など最新の情報を掲載しています。

## ■ 請願・陳情の出し方

市議会は、みなさんから市政などに対する要望や意見を請願あるいは陳情として受け付け、審査を行います。

請願書については、議会で採択か不採択かの結論を出し、採択したものは市など関係機関に必要な措置を講じるよう求めます。陳情書は、委員会に送付することとしています。

請願・陳情書は、どなたでも提出できますが、市政についての要望などを簡潔に記載し、提出年月日、提出者の住所・氏名を書き、押印したものを議長に提出することになっています。なお、請願書を出すには、1人以上の議員の紹介が必要です。（陳情書は、紹介議員は不要です。）請願・陳情については随時受け付けていますので、詳しくは議会事務局（☎53-4111 内線 303）まで問い合わせください。

(請願・陳情の書き方)	
	平成 年 月 日
大村市議会議長 殿	
	住 所
	氏 名 (代表者名) 印
	紹介議員 印
	※陳情書の場合は不要
	件名 ○○○○に関する請願 (陳情)
要旨	
理由	
	上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。※陳情書の場合は不要